

平成 28 年度税制改正の主な内容

【法人課税】

1.法人税率の引き下げ

平成 28 年度には **23.4%**に、平成 30 年度には **23.2%**に引き下げられます。

	従前	H27 年度	H28 年度	H30 年度
法人税率	25.5%	23.9%	23.4%	23.2%
事業税率	7.2%	6.0%	3.6%	3.6%
実効税率	34.62%	33.11%	29.97%	29.74%

2.欠損金の繰越控除制度の更なる見直し

青色欠損金等の繰越控除制度における控除限度額について、次のように段階的に引き下げられます。

イ 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に開始する繰越控除をする事業年度又は連結事業年度について、その繰越控除前の所得の金額又は連結所得の金額の **100 分の 55** 相当額

ロ 平成 30 年 4 月 1 日以後に開始する繰越控除をする事業年度又は連結事業年度について、その繰越控除前の所得の金額又は連結所得の金額の **100 分の 50** 相当額

これに伴って、青色欠損金等の繰越期間が **10 年**に延長されます。

この改正は、平成 30 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度において生じた欠損金額について適用されます。

3.減価償却費の見直し

建物と一体的に整備される「建物附属設備」や、建物と同様に長期安定的に使用される「構築物」の償却方法が、平成 28 年 4 月 1 日以降に定額法に一本化されます。

	改正前	改正後
建物	定額法	定額法
建物附属設備、構築物	定額法 or 定率法	定額法
機械装置、器具備品等	定額法 or 定率法	定額法 or 定率法

【個人所得課税】

1. 三世同居に対応した住宅リフォームに係る特例

自己の有する家屋に**三世同居対応改修工事(注)**を行い、平成 28 年 1 月 1 日から平成 31 年 6 月 30 日までの間に居住の用に供したときには、次のいずれかの特例を適用することができます。

イ ローン控除の特例

三世同居対応改修工事を含む増改築工事に係る住宅ローン(償還期間 5 年以上)の年末残高 1,000 万円以下の部分について、一定割合を乗じた額を 5 年間の各年において所得税額から控除

控除額 = ローン残高 × 控除率

	ローン残高	期間	控除率
a 増改築工事全体	1,000 万円以下	5 年	1.0%
b うち三世同居対応改修工事	250 万円以下	5 年	2.0%

a は上限 7.5 万円、b は上限 5 万円。

毎年の上限は合計 12.5 万円。5 年累計で 62.5 万円。

(注) 対象工事は、キッチン、浴室、トイレ、玄関の 4 種類。

次の要件に該当すること。

- ・上記 4 種類のいずれかを増設すること。
- ・改修後、上記 4 設備のうち、いずれか 2 つ以上が複数になること。
- ・対象工事の費用が 50 万円超であること。

ロ 税額控除の特例

三世同居対応改修工事の標準的な費用の額の 10% 相当額(限度額 25 万円)を、その年分の所得税額から控除



2.セルフメディケーション推進のためのスイッチ OTC 薬控除(医療費控除の特例)の創設

適切な健康管理の下で医療用医薬品からの代替を進める観点から、

- イ 特定健康診査(いわゆるメタボ健診)
- ロ 予防接種
- ハ 定期健康診断(事業主健診)
- ニ 健康診査
- ホ がん検診

のいずれかを受けている者が、平成 29 年 1 月 1 日から平成 33 年 12 月 31 日までの間に、いわゆるスイッチ OTC 医療薬の購入費用を年間 1.2 万円を超えて支払った場合には、その購入費用(年間 10 万円を限度)のうち 1.2 万円を超える額を所得控除できる制度が創設されます。

本特例の適用を受ける場合には、医療費控除の適用を受けることができません。また逆に、医療費控除の適用を受ける場合には、本特例の適用を受けることができません。

3.空き家に係る譲渡所得の特別控除の特例

空き家の発生を抑制し、地域住民の生活環境への悪影響を未然に防ぐ観点から、被相続人の居住の用に供していた家屋を相続した相続人が、その家屋(その敷地を含みます。また、その家屋に耐震性がない場合は耐震リフォームをしたものに限ります。)又は除却後の土地の譲渡(相続時から 3 年を経過する日の属する年の 12 月 31 日までの譲渡に限ります。)をした場合には、その家屋又は除却後の土地の譲渡益から 3,000 万円を控除することができる制度が導入されます。

主な適用要件は、次のとおりです。

- ・相続した家屋は、昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された家屋(マンション等を除きます。)であって、**相続発生時に被相続人以外に居住者がいなかったこと。**
- ・譲渡した家屋又は土地は、相続時から譲渡時点まで居住、貸付け、事業の用に供されていなかったこと。
- ・譲渡価額が 1 億円を超えないこと。